

第28回 農業委員会総会議事録

令和7年10月27日開会

中標津町農業委員会

令和7年10月27日、第28回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番 小沼 大
2番 西塚 知也
3番 纓坂 直俊
4番 福嶋 寿顕
5番 山下 幸枝
6番 助口 明
8番 船越 信雄
9番 二瓶 裕貴
10番 横田 千秋
11番 長谷川 孝二
12番 田中 洋希
13番 竹村 聰
14番 瀧本 和男
15番 後藤田 宏幸
16番 中村 正生
17番 笠原 康博
18番 本田 信幸

本日欠席した委員

7番 遠藤 昭男

附議した案件

- (イ) 議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第132号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第134号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ホ) 議案第135号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事務局長 杉山 隆
事務局次長 葛西 利光
農地係長 吉田 佳弘
係 斎藤 光代

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第28回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
13番、竹村聰 委員。
14番、瀧本和男 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
(挙手あり) 事務局長。
- 事務局長 9月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、9月25日、北海道農業会議、第6回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。次に、10月24日、北海道農業会議第7回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。
- 中村委員 上程になりました議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳、○○。
借主、中標津町○○○○○、○○○○。
2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図につきましては、3ページのとおりとなっております。
なお、(2)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳、○○。
2から6は議案記載のとおりです。7、見取図は5ページのとおりとなっております。この2件につきましては、期間満了に伴い、所有農地を近隣農家に再度賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。
- 議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第139号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第139号「農地法第4条規定による許可申請について」(1)について説明いたします。7ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町○○○○○、○○○○。

2から4は議案記載のとおりです。5. 見取図につきましては、8ページのとおりとなっております。本案件につきましては、農業用施設（ラグーン）を建設するため申請があったものです。現有施設用地内では不足する状況となり、一部農地を転用して建設するものであります。申請面積については、6, 752m²で、令和7年10月10日に第3地区推進班において現地を確認をしたところ、申請地は、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程5、議案第140号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり) 纓坂委員。

縄坂委員 上程になりました議案第140号「農地法第5条規定による許可申請について」(1)について説明いたします。10ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○。

借主、中標津町○○○○○、○○○○。

2から4は議案記載のとおりです。5. 見取図につきましては、11ページのとおりとなっております。本案件につきましては、牛舎、機械庫等農業用施設を建設するため申請があつたものです。現在の施設では不足する状況となり、一部農地を転用して増設するものです。申請面積については、39, 899m²で、令和7年10月10日に第3地区推進班において現地を確認をしたところ、申請地は、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程6、議案第141号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第141号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1)について説明いたします。13ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町○○○○○、○○○○。

譲受人、中標津町○○○○○、○○○○。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は15ページのとおりです。

この案件につきましては、○○○○の離農に伴い、所有農地を農地売買等事業により農地中間管理機構である○○○○が買い入れするものです。

別添調査表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているとものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。(2)から(5)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 西塙委員。

西塙委員 上程になりました議案第141号(2)から(5)について説明いたします。16ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳、○○。

借主、札幌市○○○○○、○○○○。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、18ページのとおりです。なお、(3)につきましても、(2)で○○○○が借り入れした農地を貸し付けするものですので一括してご説明いたします。

(3) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主、札幌市○○○○○、○○○○。

借主、中標津町○○○○○、○○○○。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、18ページのとおりです。この2件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である○○○○が○○○○○から借り入れした農地を、○○○○に貸し付けするものです。別添チエックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。

19ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

譲受人、札幌市○○○○○、○○○○。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は21ページのとおりです。

(5)につきましては、(4)で○○○○が購入した農地を売り渡すもので一括してご説明いたします。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市○○○○○、○○○○。

譲受人、中標津町○○○○○、○○○○。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は21ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である○○○○が○○○○から買入れした農地を、○○○○に売渡すものです。

別添調査表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程7、議案第142号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第142号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。23ページをお開きください。

令和7年度分といたしまして、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、以上4件の提出がありました。令和7年9月30日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました
これをもちまして、第28回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時51分)